

## 令和2年第13回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年12月23日（水） 午後1時30分から 4時15分

2. 開催場所 全員協議会室（6階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	石井 昌明	出	10	秋谷 直邦	出
2	大熊 陽子	出	11	内田 和夫	出
3	島根 至代	出	12	岡庭 丈夫	出
4	鶴岡千鶴子	出	13	篠田 義昭	出
5	戸邊 勲	出	14	沖 久雄	出
6	榎本 貞夫	出	推進	中村 清隆	出
7	大久保貴章	出	推進	浅香 利明	出
8	中村 誠	出	推進	恩田 英世	出
9	岡庭 早苗	出	推進	染谷 義人	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 農地改良届出について

報告第 2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明発行について

報告第 3号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について

報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第 7号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

(3) 研修会（事例発表）

## 第7 閉会宣告

### 6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 羽ヶ崎 司  
農地係長 藤島 徹  
主 任 貝塚 昭美

### 7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和2年12月農業委員会総会の開催に当たり、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 13番 内田委員、1番 石井委員、お願いいたします。  (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
藤島係長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましては、お目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。  <b>【議案第1号、議案第2号に係る申請地のビデオ上映】</b>
議長	それでは、再開をいたします。
議長	続きまして、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を

求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。

今月は、議案第2号1番、4番、5番、6番、8番につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第1号1番「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「鷹野4丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「貸駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は鶴岡委員の担当でございます。鶴岡委員に内容説明をお願いいたします。

鶴岡委員

それでは、ただいまから議案第1号1番について説明させていただきます。

申請人の住所、氏名、土地の表示、施設概要は、事務局の説明どおりですので省略させていただきます。

現地の説明もビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請人、申請地について説明)

隣地の同意は必要ありません。

被害防除としては、北側、新設地先境界ブロックプラス単管パイプ柵、高さ2m、出入口、幅6m、砂利飛散防止コンクリート舗装7m、奥行き3m、東側、新設地先境界ブロックプラス単管パイプ柵、高さ2m、南側は、今回5条の申請の寄巻自動車側はコンクリートブロック2段積み、単管パイプ柵、高さ2m、西側は隣地既設板柵土留め、単管パイプ柵、高さ2m。敷地内は砂利敷きです。

誓約書があり、4台分の駐車場要望書があります。

理由書が届いていますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 貸駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」、1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「番匠免1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「資材置場・駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は秋谷委員の担当でございます。秋谷委員に内容説明をお願いいたします。

秋谷委員

それでは、ただいまから議案第2号1番を説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地の説明についてもビデオどおりでございますので、省略いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

資材置場の利用計画についてですが、各種単管パイプ5,000本、各種足場板1,150枚、各種アンチ(足場材)2,400枚、各種プレス、筋交い1,600本、アルミ階段50本、雑用部品置場、木材置場、キャブオーバー1台となっております。

隣地の同意については同意書が提出されております。

ここで、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続いて、被害防除の関係ですが、西側、隣地既設コンクリートブロックメッシュフェンス、新設メッシュネット高さ2 m、北側、水路から8 mは鋼板塀高さ3 m、北側、新設鋼製土留め、鋼板塀高さ3 m、水道脇防草コンクリート打ち、東側、新設鋼製土留め、新設メッシュネット高さ2 m、(北側水路から2 mは鋼板塀高さ3 m、その先6 mまで鋼板塀高さ2 m)、南側、新設メッシュネット高さ2 m、出入口幅6 m、碎石飛散防止舗装幅8 m、奥行7 m、停止線、会社看板、照明灯、場内砂利敷き。

以上が被害防除です。

その他、参考事項といたしまして、誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

篠田委員。

篠田委員

(挙手により質問)

利用計画のところ、駐車場用地がキャブオーバー4 t 1台ということなのですが、所有しているトラック4 tと2 t 1台ずつと車2台の保管場所というのは本社でよろしいでしょうか。

議長

事務局で。

藤島係長

先ほど車の数が全部で4台になっていますけれども、このキャブオーバーも含めて本社のほうに駐車場は用意してあると。ただ、資材とかを運び出したりするのに、このキャブオーバーをこちらに停めることもあるので、ここを駐車場として利用するというので、計画図に記載したと内容調査会のときに伺ったと思います。

以上です。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 資材置場・駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第2号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「上口1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、計3筆、〇〇平米、施設概要「レンタル車両駐車場用地(敷地拡張)」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案第2号2番の説明をいたします。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほどの事務局のとおりでございます。

また、現地の説明についてもビデオとおりでございますので、省略といたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

次に、申請地に関わる車両でございますが、2tダンプ20台、ライトバン45台ということでございます。

現在使用している資材置場、駐車場の状況でございますが、インター南2丁目〇〇番、〇〇平米、インター南2丁目〇〇番、〇〇平米、上口1丁目〇〇番、〇〇平米、これを借り入れております。そして、あとさらに、千葉県市川市高谷新町〇〇番の一部で〇〇平米、ここに115台の車を置いてあるそうでございます。

なお、この市川市高谷の駐車場は、申請が許可になりましたら返却ということだそうでございます。

次に、転用目的でございますが、レンタル車両駐車場用地(敷地拡張)ということでございます。

次に、申請理由でございますが、理由書がございますので読み上げます。

(理由書朗読)

次に、三郷営業所から申請地までの距離と時間でございますが、900m、時間で3分ということでございます。

そして、利用計画でございますが、レンタル車両置場、2tダンプ20台、ライトバン45台ということでございます。

なお、隣地の同意は必要ありません。

次に、被害防除でございますが、北側、新設組立て土留め、単管パイプ柵、高さ1.5m、水路際防草コンクリート打設、東側につきましては、既存の土留めの単管パイプを撤去し、既存地と一体利用ということでございます。西側と南側は新設組立て土留め、単管パイプ柵、高さが1.5m。敷地内は碎石敷き、新設アイドリングストップ看板ということでございます。

その他の参考事項としまして、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

私からは以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 レンタル車両駐車場用地 (敷地拡張) (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第2号3番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「贈与」、土地の表示「後谷字大場添〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「住宅用地 (敷地拡張)」。

申請地の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、おおむね300メートル以内にインターチェンジの出入口があるため、第3種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は榎本委員の担当でございます。榎本委員に内容説明お願いいたします。

榎本委員

それでは、ただいまから議案第2号3番についてのご説明を申し上げます。

譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設の概要につきましては、先ほど事務局のほうから説明がございました。

また、申請地につきましても、先ほどビデオで確認をいただいたとおりでありますので、説明を省略いたします。

(以降、申請人について説明)

申請の理由につきましては、理由書がありますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、利用計画でございますが、駐車スペース3台分、植栽スペース、ガーデンスペース。

隣地の同意でございますが、いただいております。

続きまして、被害防除でございますが、北側は既存の宅地、東側は市道、そして西側も隣地の宅地でございます。ここは特に何もやらないということです。南側につきましては、新設コンクリートブロック2段で対応するとのことでございます。敷地内は、駐車スペースは碎石敷きでございます。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**



議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 住宅用地（敷地拡張） （全員賛成）

議長

続きまして、議案第2号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第2号4番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「笹塚字屋敷廻〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、計4筆、〇〇平米、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第2号4番について説明をさせていただきます。

譲渡人、譲受人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

（以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明）

現在使用している三郷市笹塚字屋敷廻〇〇番、面積〇〇平米が事務所兼作業所になっております。

転用目的が駐車場用地ということで、理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

（理由書朗読）

事務所から申請地は30m、徒歩で1分、本社からの距離と時間は35kmぐらい、車で約45分です。

利用計画といたしましては、レンタカー10台、このレンタカーというのは業務に使う専用車両だそうです。通勤車両1台、社用車3台。

隣地の同意はあります。

続きまして、被害防除の説明をいたします。北側に既設板柵土留めプラス新設H鋼板柵土留め、東側に新設コンクリートブロック3段積み、南側、単管パイプ

柵、高さ1.2m、出入口、奥行き6m掛ける幅7m、コンクリート舗装に停止線、会社看板、西側、隣地既設コンクリートブロック、アイドリングストップ看板。敷地内は砂利敷きとなっております。

その他、参考事項といたしまして、誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

以上で私からの説明は終わります。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

**4番 駐車場用地 (全員賛成)**

議長

続きまして、議案第2号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第2号5番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦野1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案第2号5番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきまして

ては、先ほどの事務局のとおりでございますので、省略いたします。

また、現地の説明についてもビデオとおりでございますので、省略いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

現在使用している資材置場でございますが、三郷市彦野1丁目〇〇番、あと松伏町にダンプ2台分の駐車場を借り入れております。この2つは許可後返却でございます。

転用目的は駐車場用地でございます。

(理由書朗読)

次に、本社から申請地までの距離と時間ですが、6.2km、車で15分とのことでございます。

次に、利用計画でございますが、通勤車両が5台、10tダンプが6台、そして自転車スペースというのが1台分ございます。

隣地の同意は得ております。

次に、被害防除でございますが、北側、新設H鋼板柵土留め、新設単管パイプ、高さ1.3m、水路際コンクリート打設5cm、東側、隣地既存コンクリートブロック、南側、新設単管パイプ、高さ1.3m、出入口、奥行き7m、幅9mのコンクリート舗装で、停止線でございます。会社看板つきます。そして、西側には新設H鋼板柵土留め、新設単管パイプ、高さ1.3m、アイドリングストップ看板。敷地内は砕石敷きでございます。

その他としまして、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

私からは以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

ここで、おおむね1時間経過しましたので、換気と休憩含めて休憩とさせていただきます。

再開時間2時40分からお願いいたします。

【 10分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

それでは、続きまして、議案第2号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第2号6番、譲渡人、お二人いらっしゃいます。住所・氏名「〇〇・〇〇」、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「上口1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、計2筆、〇〇平米、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明お願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案第2号6番の説明をいたします。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございます。

また、現地説明につきましてもビデオどおりでございますので、省略といたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

現在使用している駐車場の状況でございますが、三郷市上口1丁目に〇〇平米を借り入れております。このうち許可後、申請地に8台移すそうでございます。

次に、転用目的としましては駐車場用地でございます。

申請理由でございます。

(理由書朗読)

埼玉営業所から申請地までの距離、時間でございますが、50m、歩いて1分とのことでございます。

続きまして、利用計画でございますが、冷蔵冷凍庫大型トラック8台、社員車8台でございます。

隣地の同意は得ておりません。

被害防除であります。東側は周囲を新設H鋼板柵土留めプラス単管パイプ柵、高さ1mで囲う。西側、既設土留め、一部単管パイプ柵、高さ1mでございます。北側は出入口、8m掛ける幅11mのコンクリート舗装で、停止線をつけます。会社看板。南側、水路際コンクリート打設、アイドリングストップ看板。敷地内は砕石敷きでございます。

その他事項としまして、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号6番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

代理からお願いします。

戸邊

(挙手により質問)

会長職務代理

今回隣地の同意がないということですが、それはなぜなのか。

議長

沖委員。

沖委員

土地の所有者の方が今年亡くなられてまして、それでまだ書類の手续とかまだできないということだそうでございます。

それでよろしいでしょうか。

議長

では、補足を事務局から。

藤島係長

この件については申請代理人のほうから伺ってしまして、申請前、ご存命のときに、この内容についてお話をさせていただいて、事前に了解を得ていたということです。

もし今後所有者等相続決まれば、同意書は出す、出せるものは出したいということです。

以上です。

議長

そのほかございますか。

大久保委員。

大久保委員

(挙手により質問)

水路際にコンクリート打設と書いてありますが、厚さは分かりますか。

議長 では、事務局からお願いします。

貝塚主任 コンクリート打設の厚さにつきましては5 c mという計画でございます。

議長 そのほかございますか。  
榎本委員。

榎本委員 (挙手により質問)  
同意がないということですがけれども、これは、私なんか行っていないから分からないんですけども、内容調査会の際に皆さん見に行かれて、問題ないということを確認したわけですよ。

議長 大丈夫です。  
そのほかございますか。

**【挙手なし】**

議長 質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第2号6番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長 ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

**6番 駐車場用地 (全員賛成)**

議長 続きまして、議案第2号7番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長 議案第2号7番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「半田字三尺外〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「住宅用地」。  
申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。  
以上です。

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明お願いいたします。</p>
戸邊 会長職務代理	<p>ただいまから議案第2号7番につきましてご説明させていただきます。</p> <p>譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示につきましては、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。施設の概要についても省略させていただきます。</p> <p>また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。</p> <p>(以降、申請について説明)</p> <p>転用目的といたしましては住宅用地。</p> <p>利用計画といたしましては、木造2階建て、建築面積が〇〇平方メートル、延べ床面積〇〇平方メートル、駐車スペース3台、物干しスペースというふうになっております。</p> <p>現地は、〇〇平米でございますが、この敷地の西側、農道になっております。そちらは後退いたしますので、敷地面積は〇〇平方メートルになります。</p> <p>ここで、申請理由が出ておりますので、読ませていただきます。</p> <p>(理由書朗読)</p> <p>隣地の同意は必要ございません。</p> <p>被害防除といたしまして、北側、新設コンクリートブロック2段積み、東側、南側、新設コンクリートブロック2段積み、西側、新設コンクリートブロック3段積みでございます。雨水は雨水浸透ますからオーバーフロー分を、汚水は合併処理浄化槽5人槽で処理後、北側水路へ放流となります。敷地内北側出入口、駐車スペースはコンクリート舗装ということになります。</p> <p>その他の参考事項といたしまして、誓約書がございます。</p> <p>(資金計画について説明)</p> <p>農地区分は第2種。</p> <p>開発許可要件といたしまして、線引き前所有地における自己用住宅ということになります。何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第2号7番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>順番に、大熊委員からお願いします。</p>
大熊委員	<p>(挙手により質問)</p> <p>ちょっと質問、分からないので、同意書をさっき必要ということで、今度は同意書必要なしということですけども、同意書が必要ないというのはなぜでしょ</p>

うか。

議長 回答は事務局から。

藤島係長 こちらの場合は周りが農地ではない、今回の申請地の隣接する場所に農地がないため、同意書が必要ないという形に当たります。  
よろしいでしょうか。

議長 続きまして、篠田委員、お願いします。

篠田委員 (挙手により質問)  
開発許可要件のところ、線引き前所有地における自己用住宅というのは、もう少し詳しくどういったものなのかお願いいたします。

議長 事務局から。

藤島係長 都市計画法の調整区域と市街化区域の線引きをした日が、三郷市の場合は昭和45年8月25日になっております。それ以前よりも今回申請者の親族、今回の場合はお父さんがその昭和45年8月25日以前からずっと自己所有として持っていた土地という形に該当するんですけども、この元々の都市計画法34条第12号で認められるものというのは、通常三郷市の場合ですと、6親等以内の親族が調整区域に20年以上居住しているという場合がほとんどですけれども、それ以外にも今回のこの該当する線引き前から、その土地を、親族が所有していたということも開発の許可要件になるということになります。  
以上です。

議長 そのほかございますか。

**【挙手なし】**

議長 質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第2号7番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長 ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。



7番 住宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号8番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

藤島係長

議案第2号8番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「鷹野4丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「自動車修理工場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は鶴岡委員の担当でございます。鶴岡委員に内容説明をお願いいたします。

鶴岡委員

それでは、ただいまから議案第2号8番について説明させていただきます。

譲渡人、譲受人、住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきまして、先ほど事務局の説明どおりですので省略させていただきます。

また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

現在使用されている土地は、修理工場として鷹野5丁目〇〇番、駐車場として鷹野5丁目〇〇番を所有しています。

続いて、利用計画についてご説明申し上げます。自動車修理工場兼事務所1棟、建築面積〇〇平米、延べ床面積〇〇平米、お客様駐車スペース3台分、緑地部分〇〇平米。

隣地の同意はあります。

被害防除としては、北側、西側、新設コンクリートブロック2段積み、東側、新設コンクリートブロック2段積み、出入口、8m、コンクリート敷き、停止線、南側、新設コンクリートブロック3段積み、水路際コンクリート打設です。

事務所排水は合併処理浄化槽5人槽で処理、事業排水はU字溝にグレーチング蓋をして集水し、油水分離槽で処理し雨水ますに、雨水は雨水浸透ますから最終的に南側水路に放流。敷地内はコンクリート敷きで一部砂利敷きです。

誓約書はあります。

理由書が届いているので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

現地は本社から800m、車で4分です。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま議案第2号8番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。  
恩田委員。

恩田委員 (挙手により質問)  
申請面積は何を意味しているのかちょっと教えていただきたいんですけども。

議長 では、事務局から。

貝塚主任 申請代理人のほうから説明を受けております。今ご質問にあったとおり、4条申請と5条申請に分けた理由を確認したところ、単に譲受人と譲渡人の折り合いがつかなかったと聞いております。〇〇平米は譲受人のほうで要らないというやり取りがあり、ちょうど駐車場の要望があったということで聞いております。  
以上です。

議長 よろしいですか。  
そのほかございますか。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第2号8番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

**8番 自動車修理工場用地 (全員賛成)**

議長 それでは、そのままその他に移らせていただきます。  
続きまして、6番、その他に移ります。  
まず、(1)番といたしまして、審議会、協議会の報告につきまして、ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。審議会、協議会のこと、ございましたらお願いいたします。

【挙手なし】

議長 それでは、その他で報告ありましたら挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長 それでは、続きまして、事務局からの連絡事項ということで、局長からお願いいたします。

羽ヶ崎事務局長 ①例年のイベントスケジュールについて  
②農業委員会の法令順守について  
③2020農林業センサスについて（情報提供）  
④全国農業会議所オンラインセミナーについて

議長 続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、局長からお願いいたします。

羽ヶ崎事務局長 今回、農業振興課からは特にお伝えいただくことはないということで、よろしく申し上げます。

議長 それでは、この後、お願いしてありました事例報告会を行います。3時30分から行いますので、それまで休憩ということでお願いいたします。

【 10 分暫時休憩】

議長 それでは、続きまして、事例発表会に移らせていただきます。  
中村委員、よろしく申し上げます。

中村委員 （稲作と直売について）  
ご清聴ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。  
質問は受けることができますか。

中村委員 いいですよ。

議長 では、1名か2名、もし何かありましたら奥深く質問をお願いしたいと思います。

	では、大久保委員から。
大久保委員	(挙手により質問) 生き生き体験をやられているということですのでけれども、どのくらいの方が来るんでしょうか。
中村委員	今年で大体10人、市役所に対しまして12人以内に収めてくださいということをお願いしております。そうしないと農機具が足りないです。全員の分がないもので、10人から12人が農機具を使う程度だと思います。
大久保委員	ありがとうございました。
議長	以上で中村委員の事例発表とさせていただきます。 どうもありがとうございました。 それでは、ここで一、二分ちょっと休憩を取りまして、榎本委員の事例発表に移りたいと思います。
	<b>【 2 分暫時休憩】</b>
議長	続きまして榎本委員から事例発表をお願いしたいと思います。 よろしく申し上げます。
榎本委員	(直売農業について) 以上です。ありがとうございます。
議長	ありがとうございました。 榎本委員に聞きたい点がありましたら、どなたか。 篠田委員。
篠田委員	(挙手により質問) 太陽熱消毒をした後とかは、まとめて堆肥とかそういったものは混入をさせないということですか。
榎本委員	消毒の前にやるのは通路の敷きわらに来年の、今年も3月、4月頃に通路に敷きわらを集めて敷きます。キュウリとかトマトは全部引き抜きます。引き抜いた後、密閉して、温度は60度近くまではいくんです。その温度と、一日かけただけでも大体虫とか死んじゃうんですけども、念のために3日間、場合によっては天気の悪い日はちょっと多くやりますけれども、とにかくいつ埋めるんですかという話は、それは冬場に堆肥をまとめて入れてしまいます。

篠田委員	ありがとうございます。
議長	<p>それでは、以上をもちまして今月の総会を閉会とさせていただきます。 閉会に当たりまして、戸邊代理より閉会のご挨拶をいただきます。</p>
戸邊 会長職務代理	<p>長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。 今日の総会では、農地法第4条で1件が許可相当、農地法第5条で8件が許可相当になりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。 以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。</p>